

プラザ菜の花 1 階飲食施設
軽飲食店出店者公募要項

令和 8 年 4 月
地方職員共済組合千葉県支部

プラザ菜の花 1 階軽飲食店出店者公募要項

目 次

1	公募の目的	1
2	店舗の営業形態について	1
3	店舗運営の考え方について	1
4	応募資格要件	1
5	出店場所	2
6	出店条件	2
7	公募スケジュール	4
8	応募手続等	5
9	出店者の選定	7
10	決定の取消し	7
11	費用負担	8

別紙1 公募参加申込書

別紙2 質問書

別紙3 提出書類一覧

別紙4 応募書類表紙

別紙5 財務状況

別紙6 出店企画書

別紙7 施設貸付料の提示

別紙8 案内図

別紙9 平面図（1階・飲食施設）

別紙10 飲食施設設備・物品一覧

別紙11 審査項目

1 公募の目的

プラザ菜の花1階飲食施設（以下「飲食施設」という。）において、来訪者の利便を図るため、現在は閉じている軽飲食店を再開・運営する者（以下「出店者」という。）を企画公募により募集します。

2 店舗の営業形態について

毎日の朝食提供及び平日のランチ営業を基本とし、それ以外の土日祝日やディナーの営業は応募者の提案により協議して定めるものとします。

飲食施設運営に必要な椅子・テーブルの他、厨房設備は、令和3年度の閉店時のまま、残っております（電気ガス水道は使用可）。内覧等で状況を確認した上、ご活用を判断ください。

3 店舗運営の考え方について

地方職員共済組合千葉県支部（以下「地共済千葉県支部」とする。）としては、利用者の利便性向上のため、速やかな飲食施設の営業再開を希望しております。

そのため、飲食施設を大規模改修することなく、なるべく既存設備等を活用することで速やかに営業を開始していただくことを想定しております。

なお、本飲食施設の主たる利用者は、ホテルプラザ菜の花の宿泊客、県職員（共済組合員）を想定しています。

このこと等を踏まえ、出店者は、次のような観点を重視し、運営してください。

- ・来訪者が気軽に利用でき、かつ内容に満足できるメニュー・価格
- ・周辺地域の賑わいを期待できる工夫
- ・利用者の安全面に配慮した非常時の対応

4 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 「3 店舗運営の考え方について」の趣旨を理解するとともに、「6 出店条件」を遵守することを前提として、出店に意欲があること。
- (2) 良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 飲食施設運営のノウハウを有していること。
- (4) 提案する企画の内容により、その企画を実施するために免許等が必要とされている場合、その免許等をもっていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団でないこと、及び暴力団員でない者で構成されていること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体、又は、公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）でないこと。

- (8) 応募する個人、法人又はその代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (9) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (10) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (11) 応募の日から決定の日までの間に、千葉県において物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (12) 応募の日から決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和 57 年 12月1日制定)に基づく指名停止を受けていない者であること。

5 出店場所

名 称	地方職員共済組合プラザ菜の花 1 階飲食施設
所 在	千葉市中央区長洲 1 - 8 - 1 1 階 (別紙 8 「案内図」参照)

6 出店条件

(1) 利用目的

「軽飲食サービス」を提供する店舗の運営

(2) 施設図面・物品

別紙 9 「平面図」及び別紙 10 「飲食施設設備・物品一覧」参照。

なお、店舗内に、更衣室・事務所として利用できる個室はございませんので、出店者は間仕切りの設置、個人ロッカーの準備などを検討ください。

(3) 貸付期間

貸付期間は、貸付開始日から 1 年間とし、期間の更新は最大 2 回まで(1 回 1 年間)とする。

ただし、期間の更新は貸付期間満了の 6 か月前までに地共済千葉県支部から解除の申し入れがない場合、更新されるものとする。

(4) 貸付料等

ア 応募者は地共済千葉県支部側があらかじめ設定した基準額以上の定額の貸付料を支払うものとする。なお、貸付料については、応募者が提案書により年額を提示するものとし、支払いは毎月月額(12 分割)払いとする。

ただし、候補者に選定された出店者の提案額が、地共済千葉県支部側であらかじめ設定した基準額に満たない場合は、貸付料を基準額以上の額にすることについて協議する。

イ 貸付料の他に、以下の金額を月ごとに地共済千葉県支部が定める方法及び期日までに支払うこと。

- ・管理料として、共用部分(トイレ、ロビー等)にかかる光熱水費、施設維持管理費及びその他必要な経費相当の負担として、貸付料月額の 10%。
- ・飲食施設部分にかかる光熱水費(空調費含む)については、使用実績から算定した実費相当分。

ウ 1 件あたり 10 万円未満の日常的な修繕は出店者が負担する。なお、この金額以上の貸付設備、物品の修繕については双方協議のうえ、経費負担を決定する。

(5) 貸付の解除

次のいずれかに該当するときは、貸付を解除することがあります。

なお、貸付が解除された場合でも、出店者は地共済千葉県支部に対し、一切の補償を請求できません。

ア 地共済千葉県支部が施設を、業務上必要とするとき。

イ 出店者の行為が、地共済千葉県支部の信用を傷つけ、又はその恐れがあると認められたとき。

ウ 出店者が販売提供した商品により、事故等が発生したとき。

エ 出店者又は出店者の代理人、若しくは出店者の従業員が、店舗の運営に当たり不正な行為をしたとき。

オ 来訪者の店舗利用が過少と認められたとき、又は来訪者の店舗に対する満足度の評価が著しく低いと認められたとき。

カ 出店者が仮差押、仮処分等保全処分の申立を受け、これが出店者の経済的信用の低下に基づくものと認められたとき、出店者が強制執行、不動産競売の申立、滞納処分を受けたとき、出店者につき破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立、解散命令、解散判決等の請求があったとき、又は出店者、出店者の代理人、出店者の株主、出店者の債権者等がこれらの申立あるいは請求の準備に着手するなど、その恐れがあると認められたとき。

キ 出店者が銀行等の取引を停止されたとき。

ク 出店者につき、合併あるいは定款所定の解散理由が生じたとき。

ケ その他、出店者が店舗の運営に誠意を欠き、不適当な状況が生じたとき。

(6) 貸付終了時の条件等

出店者は、経営を終了しようとするときは、少なくとも3か月前に、文書で申し出ること。

貸付期間が満了したときはその期日までに、又は、(5)及び出店者の申出により貸付が解除となるときは地共済千葉県支部が指定する期日までに、出店者は自己の責任と負担において全ての施設・設備を撤去し、貸付財産を原状に回復し返還すること。

ただし、地共済千葉県支部が原状に回復させる必要がないと認める場合においては、この限りでない。

(7) 損害賠償

出店者は、善良な管理者の注意をもって貸付施設を使用し、地共済千葉県支部又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

また、出店者がその責めに帰する事由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは、直ちに地共済千葉県支部に届け出るとともに、当該滅失又はき損による損害額を賠償しなければならない。

(8) 営業日・営業時間等

営業可能日は、ホテルプラザ菜の花の営業日（原則として年中無休（ただし年に1日施設点検による休館日あり））に準じます。

飲食施設の営業日及び営業時間は応募者の提案により、協議して定めるものとします。ただし、以下の営業は基本事項とします。

	営業時間
朝食提供（毎日）	7：00～10：00
ランチ営業（平日）	11：00～14：00

(9) その他

ア ホテルプラザ菜の花が実施する緊急点検等により、事前に定められた営業日・営業時間を変更する場合があります。

イ 出店場所に係る、清掃、廃棄物処理、害虫駆除、設備点検等については、出店者が個別に契約し、費用を負担してください。

ウ 店舗の運営に当たっては、本要項に定めるもののほか、千葉県の関係規程等に定めるものを遵守してください。

エ 出店者の都合による経費は、出店者が負担することとします。

7 公募スケジュール

公募要項・説明資料配布	令和8年4月22日(水)から令和8年5月22日(金)
説明会の申込	令和8年4月22日(水)から令和8年5月8日(金)
説明会の開催	令和8年5月11日(月)
内覧会の申込	令和8年4月22日(水)から令和8年5月13日(水)
内覧会の開催	令和8年5月14日(木)
公募参加申込書の受付	令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)
質問書の受付	令和8年5月14日(木)から令和8年6月12日(金)
出店企画書等の提出	令和8年6月 1日(月)から令和8年6月26日(金)
ヒアリング	令和8年7月中旬から令和8年7月下旬
出店者の決定	令和8年8月上旬
店舗貸出開始	令和8年9月予定
営業開始	令和8年10月予定

8 応募手続等

(1) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催します。なお、説明会に出席しない場合でも、内覧会参加及び公募参加申込可能です。

ア 日 時：令和8年5月11日(月)午後2時から

イ 開催方法：ZOOMによるオンライン開催

ウ 内 容：募集要項の説明及び質疑応答。

なお、説明会にておこなった質疑の回答は、後日千葉県ホームページにて公開します。

エ 申込方法

令和8年5月8日(金)午後5時までにメールで団体名、参加者氏名及び連絡先を明記の上、申し込んでください。申し込み後、地共済千葉県支部から ZOOM ID 等をメールにて連絡します。

※ メール送信した後に電話で送信した旨を連絡してください。

オ 申込先

地方職員共済組合千葉県支部 福利班

電話番号 043-350-2114

F A X 043-350-2980

メー ル kousei@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 内覧会の開催

公募参加希望者は、原則、内覧会にて施設の状況を確認してください。

ア 日 時：令和8年5月14日(木) 午後2時から午後5時

場 所：ホテルプラザ菜の花1階飲食施設

イ 申込方法

令和8年5月13日(水)午後5時までにメール又はF A Xで団体名、参加者氏名及び連絡先を明記の上、申し込んでください。

※ メール又はF A X送信した後に電話で送信した旨を連絡してください。

ウ 申 込 先：(1)オに同じ。

※ ホテルプラザ菜の花フロントでは受け付けておりません。

(3) 公募参加申込書の受付

公募参加希望者は、別紙1「公募参加申込書」をメールにて提出してください。

ア 受付期間：

令和8年5月11日(月)午前9時から令和8年5月22日(金)午後5時(必着)

イ 提 出 先：(1)オに同じ

※ 公募参加申込書をメール送信した後に電話で送信した旨を連絡してください。

(4) 説明資料の配布

公募資料以外の補足資料については、事前に来所予約をしたうえで来所し受け取ること。メール又はF A Xで申し込む場合は、団体名、参加者氏名及び連絡先を明記すること。

ア 配付期間：令和8年4月22日(水)から令和8年5月22日(金)

(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

時 間：午前9時30分から午後5時まで

(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)

イ 申込先・受取場所

申込先：(1)オに同じ

受取場所：〒261-7133

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト33階
地方職員共済組合千葉県支部 福利班

(5) 質問事項の受付

質問事項がある場合は、別紙2「質問書」によりメール又はFAXで受け付けます。
質問事項への回答は公募参加申込書を提出した方全員に通知します。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。また、質問内容（応募状況や審査委員に関する質問等）によっては、回答しないことがあります。

ア 質問者の資格

公募参加申込書を提出した方

イ 受付期間

令和8年5月14日(木)午前9時から令和8年6月12日(金)午後5時(必着)

ウ 提出先

(1)オに同じ。

※ 質問書をメール又はFAX送信した後に電話で送信した旨を連絡してください。

(6) 出店企画書等の提出

公募参加申込書を提出した公募参加希望者は、次のとおり出店企画書等を提出してください。なお、一旦提出された書類の差替え及び返却はできません。

地共済千葉県支部が必要と認めるときには、追加書類の提出を求める場合があります。

なお、出店者に決定された方の出店企画内容等は、公表する場合があります。

ア 提出書類

別紙3「提出書類一覧」に記載の書類一式

イ 提出期間

令和8年6月1日(月)午前9時から令和8年6月26日(金)午後5時(必着)

ウ 提出方法

メール又はちば電子申請システムの応募フォームから提出してください。

※ メール容量(7MBまで受信可能)にご注意ください。

※ 出店企画書等のサイズは7MB以内に抑える必要はありません。7MB以上となる場合は、ちば電子申請システムの応募フォームからご提出をお願いいたします。

※ メールで提出した場合、電話で送信した旨を連絡してください。

(7) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合、その応募は無効とします。

ア 別紙3「提出書類一覧」に記載の書類に虚偽の記載を行ったもの

イ 「4 応募資格要件」に記載の資格要件を満たしていないもの

ウ 提出書類の記載事項が不明瞭である、又は必要な記名のないもの

エ 指定の期間内に提出しなかったもの

オ 提出書類提出後、事業計画の内容を大幅に変更したもの

カ 同一の公募参加者が2つ以上の提案をしたもの

キ 公募参加者が他の公募参加者の代理をしたもの

ク 「6 出店条件(1)利用目的」に反するもの

ケ その他参加に関する条件に違反したもの

9 出店者の選定

(1) 選定方法

公募参加者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査とする。ヒアリング等における質疑応答も提案の一部とする。審査は別紙 11「審査項目」に基づいて行う。

(2) 出店者の決定方法

公募参加者の中から、地共済千葉県支部の設置する選定審査委員会による審査の上、最高点を得た者を出店者とする。なお、最高点を得た者が2者以上の場合は、くじ引きとする。ただし、審査委員全員の得点の合計で、満点の10分の6以上の点数を獲得できない場合、又は審査委員のうち1人でも、「劣る」（5段階評価中の1）と評価した項目があった場合は出店者として選定しない。

最高点を得た者が辞退した場合や、下記10により出店者としての決定を取り消された場合は、次順位の者を出店者とする。

審査は2度（一次審査・二次審査）行う。

各審査の概要は以下のとおり。

一次審査 提出された応募書類に基づき応募資格を審査する。

応募者が5名を超える場合、第1次審査の段階で上位5者を選定する。

二次審査 一次審査により選定した応募者による、事業提案のプレゼンテーションを実施し、その後審査委員によるヒアリングを行う。総合的に審査の上、出店者を決定する。

会場については別途通知する。

(3) 選定委員会の結果通知

一次審査・二次審査ともに、結果は文書にて通知する。

通知時期は以下のとおり。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできない。

一次審査 令和8年7月上旬予定

二次審査 令和8年7月下旬予定

(4) 出店予定者の公表

出店予定者の公表は令和8年8月上旬以降に千葉県のホームページで行う予定です。また、その提案内容の概要については公表することがあります。

10 決定の取消し

次の場合には、出店者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、地共済千葉支部の指定する期日までに貸付料の払込み及び貸付の手續に応じなかったとき。

(2) 出店者の決定から貸付の手續までの間に、出店者について資金事情の変化等により店舗の確実な運営が履行できないと地共済千葉支部が判断したとき。

(3) 提出された書類に虚偽が判明したとき、又は、著しく社会的信用を損なう行為を行う等により、出店者としてふさわしくないと地共済千葉支部が判断したとき。

(4) 出店者が、「4 応募資格要件」に記載の資格を失ったとき。

なお、この理由により出店が取り消された場合は、他の応募者の中から総合的に審査し、出店者を決定します。

11 費用負担

応募及び貸付に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

年 月 日

公募参加申込書

地方職員共済組合千葉県支部長 様

住所
氏名
(法人の場合は名称及び代表者)

(事務担当責任者)
所属・職名
氏 名
電 話
F A X
E - m a i l

「プラザ菜の花 1 階飲食施設軽飲食店出店者公募要項」に基づき、公募参加の申込みを
します。

なお、申込みに際し、「プラザ菜の花 1 階飲食施設軽飲食店出店者公募要項」の「4 応募
資格要件」を全て満たしていることに相違ありません。

年 月 日

質 問 書

地方職員共済組合千葉県支部長 様

住所

氏名

(法人の場合は名称及び代表者)

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

電 話

F A X

E - m a i l

「プラザ菜の花 1 階飲食施設軽飲食店出店者公募要項」に基づき、質問事項を別紙のとおり提出します。

質問書別紙

質問事項	質問内容

提出書類一覧

項番に従って書類を揃えて提出してください。

項番	書類	内 容
1	表紙	別紙4「応募書類」
2	定款	最新のもの(法人のみ)
3	事業概要	企業理念(経営方針)、事業経歴、創立(創業)年月日、資本金、事業内容、事業所所在地、従業員数、主な取引先等、出店実績 ※ パンフレット等でも構いませんが、記載のない項目については、補足して提出してください。
4	飲食店及び物販店 営業許可書	現在、営業を行っている店舗の許可書の写し
5	免許等	提案する企画の内容により、その企画を実施するために免許等が必要とされている場合、その免許等
6	決算書	最近3か年分の貸借対照表、損益計算書、(キャッシュフロー計算書)
7	財務状況	別紙5「財務状況」
8	国税及び地方税の 納税証明書	国税(最近3か年分の「納税証明書(その1)」及び「納税証明書(その4)」) 地方税(最近3か年分の「納税証明」及び「滞納処分を受けたことのないことの証明」)
9	商業登記簿謄本	原本(3か月以内のもの) 個人の応募者は、代わりに住民票又は外国人登録済証明書等を提出してください。
10	印鑑登録証明書	原本(3か月以内のもの)
11	預金残高証明書	書類提出1か月以内に発行されたもの(金融機関以外の融資を受ける場合、融資者に関するものを提出してください)
12	出店企画書※	別紙6「出店企画書」
13	店舗図※	レイアウト図及びインテリアがわかるもの
14	管理マニュアル	衛生管理マニュアル及び災害時対応マニュアルを作成している場合
15	施設貸付料	別紙7「施設貸付料の提示」

※記載に当たっては、会社名及びこれを特定できる固有名詞等の表現をしてはならないものとします。

年 月 日

プラザ菜の花1階飲食施設軽飲食店出店企画提案 応募書類

地方職員共済組合千葉県支部長 様

住所

氏名

(法人の場合は名称及び代表者)

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

電 話

F A X

E - m a i l

(提出書類の内訳)

財務状況

単位： 円

		令和	年度	令和	年度	令和	年度
損益計算書	売上高						
	売上総利益						
	営業利益						
	経常利益						
	当期純利益						
貸借対照表	資産の部の合計(総資産)						
	流動資産						
	当座資産						
	固定資産						
	負債の部の合計						
	流動負債計						
	短期借入金						
	一年以内返済予定長期借入金						
	固定負債計						
	長期借入金						
	純資産の部の合計						
	株主資本合計						
	資本金						
	資本剰余金						
	利益剰余金						
新株予約権							
少数株主持分							
キャッシュ フロー計算書	現金及び現金同等物の期末残高						
	短期借入金の返済による支出						
	長期借入金の返済による支出						

出店企画書

以下の内容を含んだ企画書をA4判で作成してください。

項目		提出資料の内容
運営方針	出店に当たっての基本的な考え方	基本コンセプト、ニーズの把握、収支計画等
運営体制	店舗運営の具体的方法	責任体制、従事者の配置や従事者教育、多言語対応、クレーム対応等
店舗イメージ	店舗のイメージ	店舗の配置イメージ図、インテリア、ホテルとの調和、来訪者の視線・動線、眺望への配慮、バリアフリー対応等
サービス内容	飲食メニュー、取扱商品等	メニューリスト及び予定単価、オリジナル商品、特徴あるサービス等
安全・衛生管理	衛生管理、廃棄物抑制、災害対応等	衛生管理・教育、廃棄物抑制や食品リサイクルなどへの取組、災害時対応
その他	広報体制等	集客の工夫、広報体制等

施設貸付料の提示

氏名 _____

(法人の場合は名称)

年間施設貸付料としての納付金額を提示する。

提示額	年額 _____ 千円
-----	-------------

※消費税抜きの金額を記載すること。

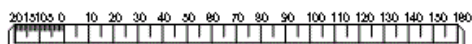
案内図



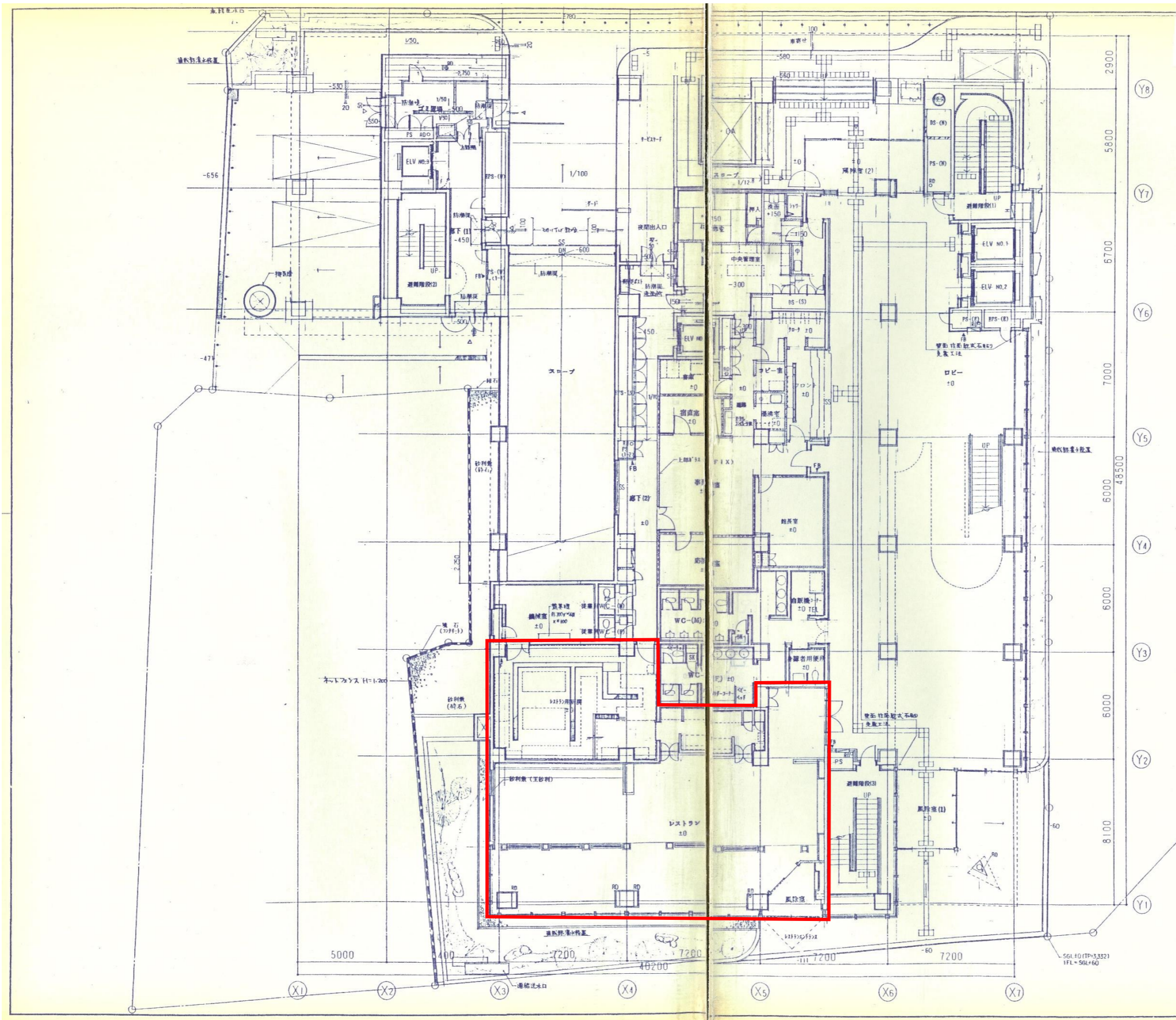
中心地付近:

千葉県千葉市中央区長洲1丁目

縮尺 1 : 2500



平面図
1階

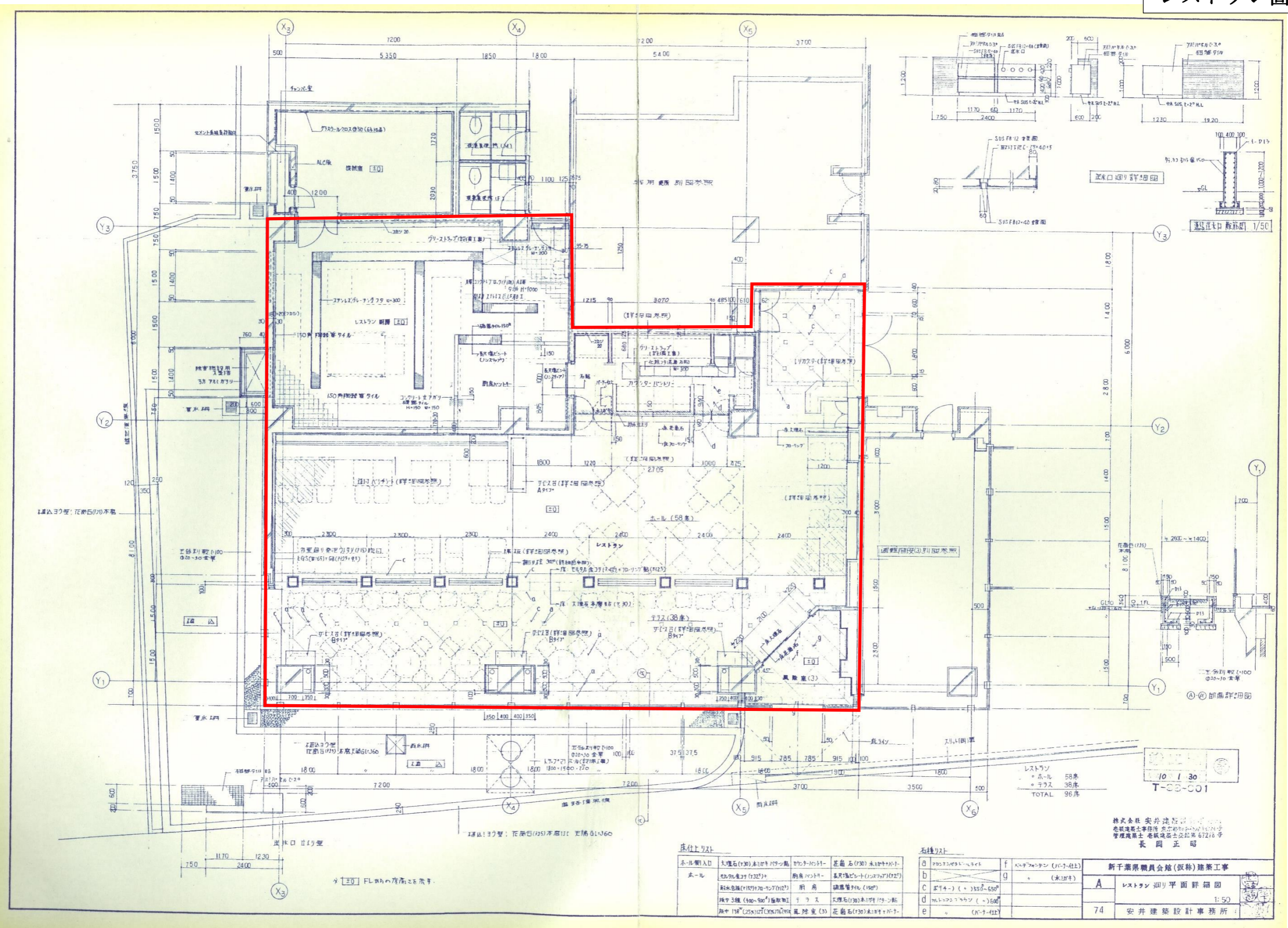


T-98-001

株式会社 安井建築設計事務所
 老舗建築士事務所 東京都千代田区千代田1-13-24号
 管理建築士 老舗建築士会 67278号
 長岡正昭

新千葉県職員会館(仮称)建築工事	
A	1階平面図
1:100	
20	安井建築設計事務所

平面図
レストラン箇所



レストラン
・ホール 58席
・テラス 38席
TOTAL 96席

1/30
T-03-001

株式会社 安井建設
老舗建築士事務所 老舗建築士会館第67218号
管理建築士 老舗建築士会館第67218号
長岡正昭

床仕上り

ホール入口	大理石(730)水磨石(730)	フローリング	花崗石(730)水磨石(730)
ホール	大理石(730)水磨石(730)	フローリング	花崗石(730)水磨石(730)
テラス	大理石(730)水磨石(730)	フローリング	花崗石(730)水磨石(730)
倉庫	コンクリート	フローリング	花崗石(730)水磨石(730)
事務室	大理石(730)水磨石(730)	フローリング	花崗石(730)水磨石(730)
トイレ	大理石(730)水磨石(730)	フローリング	花崗石(730)水磨石(730)

石種リスト

a	大理石(730)	f	花崗石(730)
b	大理石(730)	g	花崗石(730)
c	大理石(730)	h	花崗石(730)
d	大理石(730)	i	花崗石(730)
e	大理石(730)	j	花崗石(730)

新千歳市職員会館(仮称)建築工事

A	レストラン廻り平面詳細図	1/50
74	安井建設設計事務所	

飲食施設設備・物品一覧

一覧は飲食施設の、主なものを掲載しています。
一覧にない物品でも飲食施設の物品等のご活用いただけます。
なお、令和3年度の閉店時のまま、残っております（電気ガス水道は
使用可）。内覧等で状況を確認した上、ご活用を判断ください。

No	項目	No	項目
1	テーブル 1（天板：木）	12	子供椅子 2
2	テーブル 2（天板：木）	13	厨房内①
3	テーブル 3（天板：木）	14	厨房内②
4	テーブル 4（天板：大理石）	15	厨房内③
5	丸テーブル 1	16	厨房内④
6	丸テーブル 2	17	厨房内⑤
7	椅子 1	18	厨房内⑥
8	椅子 2	19	厨房内（図面）
9	椅子 3	20	食器類
10	椅子 4	21	カトラリー類
11	子供椅子 1	22	コップ・グラス類

1 テーブル1(天板:木)



(1)サイズ
【高】70cm【幅】60cm【奥行】80cm

(2)数量
9台

2 テーブル2(天板:木)



(1)サイズ
【高】70cm【幅】105cm【奥行】105cm

(2)数量
5台

3 テーブル3(天板:木)



(1)サイズ
【高】70cm【幅】80cm【奥行】120cm

(2)数量
5台

4 テーブル4(天板:大理石)



(1)サイズ
【高】70cm【幅】120cm【奥行】80cm

(2)数量
8台

5 丸テーブル1



(1)サイズ
【高】70cm【幅】60cm【奥行】60cm

(2)数量
2台

6 丸テーブル2



(1)サイズ
【高】74cm【幅】60cm【奥行】60cm

(2)数量
2台

7 椅子1



(1)サイズ
【高】66cm【幅】50cm【奥行】53cm

(2)数量
24脚

8 椅子2



(1)サイズ
【高】66cm【幅】54cm【奥行】53cm

(2)数量
19脚

9 椅子3



(1)サイズ
【高】86cm【幅】44cm【奥行】51cm

(2)数量
42脚

10

椅子4



(1)サイズ
【高】79cm【幅】40cm【奥行】45cm

(2)数量
3脚

11

子供椅子1



(1)サイズ
【高】75cm【幅】44cm【奥行】45cm

(2)数量
3脚

12

子供椅子2



(1)サイズ
【高】73cm【幅】40cm【奥行】46cm

(2)数量
3脚

13 厨房内①



(1)箇所
19 厨房内(図面)の ①

(2)備考
シンク

14 厨房内②



(1)箇所
19 厨房内(図面)の ②

(2)備考
製氷機

15 厨房内③



(1)箇所
19 厨房内(図面)の ③

(2)備考
電気サラマンダー 他

16 厨房内④



- (1)箇所
19 厨房内(図面)の ④
- (2)備考
フライヤー、コンビオーブン

17 厨房内⑤



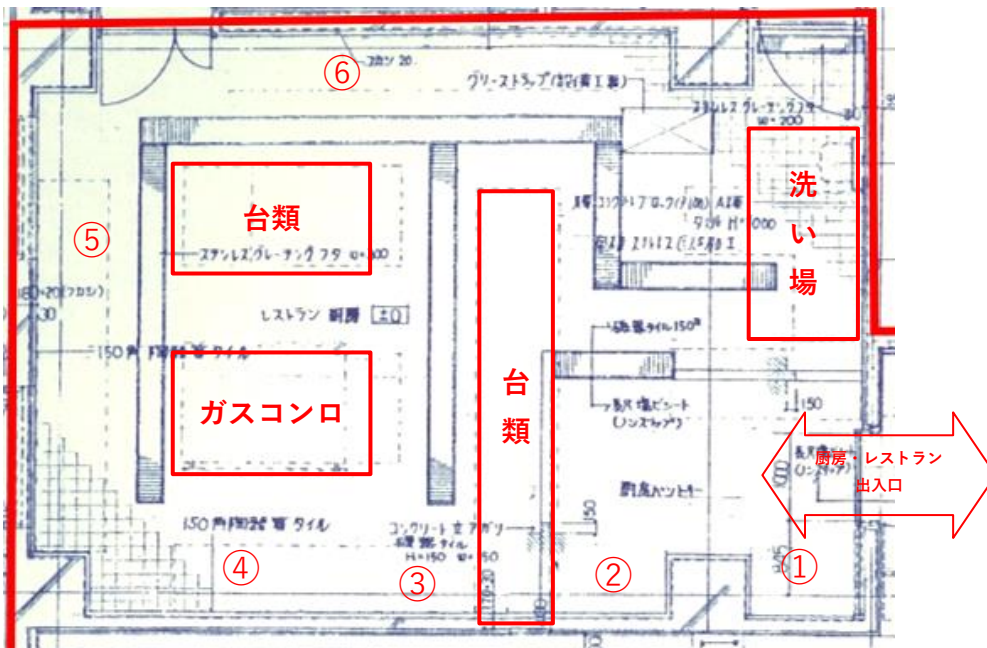
- (1)箇所
19 厨房内(図面)の ⑤
- (2)備考
冷蔵庫

18 厨房内⑥



- (1)箇所
19 厨房内(図面)の ⑥
- (2)備考
シンク

19 厨房内(図面)



20

食器類



21

カトラリー類





プラザ菜の花 1 階飲食施設軽飲食店出店者審査項目

審査項目

審査項目		審査基準	配点	
企画 内容	運営方針	基本コンセプト 収支計画	○ 企業理念が明確で、プラザ菜の花にふさわしい経営方針であるか ○ 算出根拠が妥当で健全な収支による運営計画があるか	3 5
	運営体制	責任体制 従事者の配置 多言語対応 教育・訓練・クレーム処理	○ 責任体制が明確で、地共済千葉県支部との連絡体制を確立できるか ○ 適切なサービスの提供が可能な従事者の配置体制や接客体制となっているか ○ 多言語でのメニュー表示か、それらの語学での対応が可能な従業員を配置しているか ○ 接客マニュアルの作成や計画的な訓練の実施など従事者教育・訓練に力を注いでいるか	3 5
	店舗の イメージ	イメージ図 施設機能への配慮 バリアフリー対応	○ プラザ菜の花にふさわしい店舗のイメージ・インテリアか ○ 来訪者の視線及び動線へ配慮されているか ○ バリアフリーにも配慮したレイアウトか、従事者の対応が可能か	1 5
	サービス 内容	利便性への考慮 顧客ニーズの把握	○ 来訪者が満足できるメニュー価格・サービス内容になっているか ○ 来訪者のニーズを想定した商品企画となっているか	2 5
	安全衛生 管理	衛生管理マニュアル 廃棄物抑制・リサイクル 災害時対応	○ 衛生管理マニュアルが整備され、衛生教育が充実しているか ○ 廃棄物抑制、食品リサイクルに取り組んでいるか、取り組む予定か ○ 災害等非常時の対応マニュアルが整備され、消火や来訪者の避難誘導が可能か。	2 5
	広報	集客方法・計画	○ 集客の工夫、広報計画、組織的な広報体制が整っているか	1 5
財務 状況	収益性	財務諸表、納税証明書	○ 効率的に収益を上げる経営を行っているか	1 0
	安全性	財務諸表、預金残高証明書	○ 継続して安定した経営を行っているか	1 0
	収支計画	貸付料、施設使用料	○ 貸付料、施設使用料の額は妥当か。 ○ 提案の施設使用料の実現性は高いか。	3 0

※項目ごとに優秀なものを高い点とする 5 段階評価をおこなう。